



## 欧州における 小規模水道の管理のための行動の枠組み (その3)

### 2. リスクに基づいた水供給の安全性管理システムの本質的な特徴 (続き)

#### (c) リスク評価に対する義務 (Duty to risk assess)

それぞれの水道の特徴は独特なものがあり、それ故、水供給の安全性及び質に関する全ての決定は、それぞれの給水の特性の理解によって周知された時にのみ正しく行われるであろう。経験によれば、このような知識の欠如が効果的な意思決定及び報告の妨げとなっていることが示されている。また、経験によれば、この障害は、その規模にかかわらず、全ての水道に対してリスク評価を行う特定の義務を導入することにより克服することができる。

水道のリスク評価についての義務を誰に課するか決定するに際しては、それが技術的な業務であることから、能力の問題が考慮されなければならない。水供給事業者は常に関係しなければならない。免許がある又は認定された会社又は組織のコントロールのもとにある水道については、能力を保証するメカニズムが存在する。それ故、監督官庁及び国の規制機関に対して、リスク評価を行い、成果報告及びリスク軽減方策を報告する義務がある。しかし、多くの小規模水道については、供給が世帯主、土地所有者又は専門的な管理がなされない共同体の責任であることから、この保証メカニズムは存在しない。このような理由から、小規模水道をリスク評価する義務は、水道所有者と共同で業務を遂行することが必要であると認められるので、地方の環境又は公衆保健担当官が業務を担う必要がある。リスク評価を行う最初のプロセスは、今後、リスク評価を維持する業務を引き継ぐために水道所有者に対して必要な技能及び知識を与えることであろう。この業務の特例は、原則としてやむを得ないものであると認識すべきであるが、確認された能力又は訓練によってのみ許されるべきである。水道のリスク評価の業務に対する責務を正式に命じることに加え、リスク評価を記録し結果を報告するための手法が合意されていることも必要である。これは、普通は国の調整者の責務であり、通常、国のガイダンス書類、電子ツール又は技術基準の形をとるであろう。手法に関するガイダンスとしては、世界保健機関 (WHO) の飲料水ガイダンス (水安全計画手法原則) に基づくべきである一方、意思決定及び報告についての欧州連合指令の要求事項の目的に適合すべきものであることが望まれる。また、このようなガイダンスは、品質保証のスキームの策定を支援し、かつ、可能とするものであり、産業界及びその他の国又は地方の関係者によって準備及び発行されたその他のガイダンス及び統制策を際立たせ、利用するものとなろう。例えば、加盟国は、水枠組み指令のもと、地下水又は地表水の水質の保護についての環境上の方策及び助言に関するガイダンスを検討すべきである。

全ての水道のリスク評価を行うという強制的な要求事項を実施するための重要な動機は、当該水道に関係のない水質指標のモニタリングを証拠に基づいて軽減できるようにすることを通じて、便益が水道事業者及び監督官庁の双方にもたらされることにある。不必要であり、かつ、技術的に不適切

なモニタリングとは別に、水源を見直し、リスク評価に代わってこれらの水源に焦点を置くことは、小規模水道が常に安全であることを確保するために何が実際面で必要であるかについて、小規模水道の所有者及び利用者の意識を高めるためのメカニズムを提供するという追加の便益を有している。法令を遵守するためのモニタリングは、予防的な活動ではなく、また、水道を安全で安心であるようにするものではないため、市民の多くは無関心である。しかし、リスク評価は、予防的かつ保護的である。それは、特定の危害及び個別の水道に関連する危害事象を確認するとともに、リスクを軽減するために実施されている、又は必要とされる既存の実践的な防御策を確認するものとなる。それは、また、モニタリング費用を最小限に維持するとともに、水道を改善し消費者に周知するために講ずべき措置に関する飲料水指令の要求事項の遵守を実証・証明するための代替のリスクに基づく情報を提供しつつ、飲料水指令附属書Ⅱにおける多くのパラメーターの免除又は頻度の低減を行うことを十分に可能とする。

### 事例研究：イングランド・ウェールズ

免許を与えられた（公共水道の）水道事業者は、リスク評価を実施するとともに国の規制機関に対して結果を報告することが規則によって義務付けられている。リスク評価は、状況が変化する時はいつも絶え間ないレビューのもとに最新のものに維持しなければならない。国の飲料水規制機関はリスク評価の結果を報告するための雛形の形でガイダンスを提供しており、また、確認されたリスクを軽減するために講じられるべき、または、リスク評価プロセスの第三者保証によって手法を改善するための追加の措置を求める権限を有している。私設水道については、地方自治体が5年に1度、各施設水道のリスク評価を行う責務を有していることが規則で定められている。単独の世帯については、所有者又は利用者からリスク評価を行うように要請があった時のみ、地方自治体がリスク評価を行う義務が規則で定められている。リスク評価を実施する時、環境保健担当官は当該水道を訪問し、その特性及び管理について関係者と協議することとしている。環境保健担当官は国の飲料水規制機関によって提供されている国のガイダンスに従う。このガイダンスは、質問を迅速に行い、回答及び水道に関する情報を把握する電子的なエクセルベースの形式であり、自動的にリスクの点数及び行動計画を生み出す。リスク評価によって、飲料水指令に基づいて消費者に対して告知されることが要求される健康へのリスクが確認される場合は、地方自治体は講じるべき措置を求める権限を有している。小規模水道に対する国のガイダンスは、一連のパラメーターに関する飲料水指令附属書Ⅱに従ったリスクに基づくモニタリングを減らすことを認めている。

### 事例研究：フィンランド

地方自治体の保健当局及び水道事業者は、共同して例外的な事態のための計画を準備するという公的な義務がある。国の監督官庁は、これらの計画についてのガイダンスを作成する義務がある。国の監督官庁は、大規模水道のリスク評価及び管理に関するウェブ上のツール及び小規模水道のリスクを評価するエクセル上のツールによるチェックリストを発行することとしている。国のガイダンスの導入により、一連のパラメーターに関する飲料水指令附属書Ⅱに従ったリスクに基づくモニタリングを減らすことが可能となっている。

### 事例研究：アイルランド

水道を改善するために資金供与を受ける水道事業者に関しては、当該水道事業者は HACCP（食品産業において用いられている承認されたリスク評価方式）に基づく品質管理システムに同意しなければならない。これは世界保健機関（WHO）の水安全計画の手法のような包括的なものではないとされているが、水道のリスク評価の導入に向けた第一歩として有用であることが証明されている。

### 事例研究：ドイツ

全ての 16 の連邦州及び当局の合同ワーキンググループは毎年会合し、小規模水道の質及び安全性に関する現在の全ての監察に関する証拠をレビューすることが義務付けられている。ワーキンググループは、私設井戸の所有者に宛てた助言小冊子を作成している。この小冊子は、言葉の意味を容易に

理解できるようになっており、家屋の所有者の義務を説明し、規制機関が実施すべき監督の効用を強調し、規制機関の監督義務を記述している。衛生検査を通じて確認するための雛形とともに、代表的な事例が示されている。また、それには、修繕、制御及びモニタリングに関する選択肢も提示されている。これは WHO の水安全計画の手法のような包括的なものではないとされているが、水道のリスク評価の導入に向けた第一歩として有用であることが証明されている。

### Case Study: Spain

水道事業者は、「自己管理及び水道管理プロトコール (Self Control and Supply Management Protocol)」を用意することが求められている。これらのプロトコールは、国の法令がどのように適用されるかについて詳細に述べることを意図している。この要求事項は、飲料水の水質に影響を与える 24 の事故の調査の後の対応についての国のレビュー及び勧告によって確認されているものである。この勧告は、各々の事故の原因、確認・制御された方法、そして、消費者に提供された情報を特定するものである。これは WHO の水安全計画の手法のような包括的なものではないとされているが、リスクに関する知識の共有に向けた第一歩として有用であることが証明されている。

### (d) 報告

全ての EU 加盟国においては、少なくとも年 1 回、国の規制機関／調整機関に対して結果を報告するため、法令遵守のモニタリングの実施に対して責務がある当局に対して義務を課する飲料水指令を国内法制化している法令がある。しかし、この報告が法令遵守に関するモニタリング地区（大規模水道）のみに関係するものであれば、飲料水指令によって要求されているところの小規模水道が衛生的で安全であることを加盟国が示すことはできない。小規模水道についての国内の報告及び透明性の欠如は、飲料水指令の実施に対する大きな障壁である。それ故、小規模及び大規模を問わず、全ての水道に対して報告を公的な義務とすることが極めて重要である。

#### 事例研究：イングランド・ウェールズ

免許を与えられた（公共水道）水道事業者及び地方自治体（私設水道）は、記録を保存するだけでなく、国の規制機関に対してこれらの記録を送付することが規則によって要求されている。国の規制機関は、もし必要であれば、情報をレビューするとともに地方レベルで講じられている対応が適切なものであることを保証し、全ての水道の質及び安全性に関する年次報告書を発行する義務がある。また、規制機関は、政府に代わってこの情報を欧州委員会に報告することとされている。報告方法は、規制機関によって公式なガイダンスで提示されており、規制機関は電子報告の雛形を提供している。全ての免許を与えられた水道会社は、要請があれば、書面又はインターネットのどちらかで飲料水の水質に関する情報を全ての消費者に与えることが要求されている。

#### 事例研究：アイルランド

全ての監督官庁は、毎年、国の規制機関に対して公共水道及び私設水道のモニタリングに関する情報を送付する法的義務がある。国の規制機関は結果を評価し、水道水の質に関する年次報告書を発行することとされている。この報告に基づき、国の規制機関は、最も悪い水質の水道を順位づけして、私設水道を改善するための戦略プランを実施することが可能となっている。また、各地方自治体は、インターネットにより飲料水の水質に関する情報が利用可能となるようにすることが求められている。

#### 事例研究：フィンランド

地方自治体の保健当局は全てのモニタリング結果を受け取り、好ましくない結果について調査・対処するとともに消費者に周知するため、水道事業者が飲料水指令で規定されている全ての必要な措置を講じていることを保証するためにこれらをチェックすることとしている。近い将来、大規模水道及び小規模水道の双方からのデータは、国のデータベースで利用可能になる予定である。

## 事例研究：スペイン

国のシステム（SINAC）へのモニタリングデータの通知は、50人以上に給水する水道は義務であるが、50人未満に給水する小規模水道はそうではない。それ故、全ての地域の当局がその地理的エリアにおける飲料水水質報告を定期的に発行することを求められており、また、保健省は年次報告書を発行することが求められているが、これらの報告書は SINAC に基づくものであることから、完全なものではなく、また、正確なものでもない。

## 事例研究：ベルギー

全ての水道事業者は、毎年、モニタリング結果を地域の当局に送付する法的な義務があり、地域の当局は水質をチェックし、地域の報告書を発行することとしている。公共水道事業者に対しては、地域で定められたワークシート及び電子転送システムによる、厳密に定義された国の報告様式がある。しかし、私設の小規模水道については、ワークシートシステムを用いて報告することは任意であり、強制的ではないため、利用可能なデータはほとんどない。いくつかの私設水道事業者はワークシート及び電子転送システムを採用しているが、私設水道のほとんどにおいては、結果は試験所から紙の報告書が送付されてくる。最近、監督官庁は、公共又は商業目的で水を供給している私設水道事業者からモニタリングに関する報告を得るため、強制的な措置を始めている。

(出典) Framework for Action for the management of small drinking water supplies

<http://ec.europa.eu/environment/water/water-drink/pdf/Small%20drinking%20water%20supplies.pdf>

(文責) センター専務理事

安藤 茂

---

### 配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : [jwrchot@jwrc-net.or.jp](mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp)

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

### 水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h26.html>

国・地域別の水道情報 [http://www.jwrc-net.or.jp/aswin/projects-activities/country\\_area.html](http://www.jwrc-net.or.jp/aswin/projects-activities/country_area.html)

耐震化関連の情報 <http://suido-taishin.jp/hotnews.html>

### 水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。

なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。